

証券コード：3900
2022年12月6日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
株式会社クラウドワークス
代表取締役社長 吉田 浩一郎

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年12月21日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル
EVENT SPACE EBIS303 カンファレンススペースB、C 5階
（末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会目的事項
報告事項 1. 第11期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

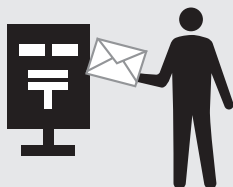
以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議案につきまして賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合には限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎ 第11期定時株主総会招集ご通知提供書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://crowdworks.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載していません。従って、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- ◎ 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://crowdworks.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2022年12月21日(水曜日)
午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2022年12月21日(水曜日)
午後7時まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年12月22日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

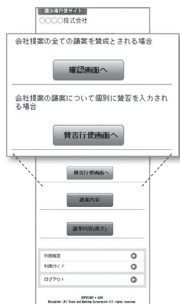
1. QRコードを読み取る



議決権行使用紙副票 (右側)

お手持のスマートフォンにて、同封の議決権行使用紙副票 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
再行使する場合もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

① ご注意

- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

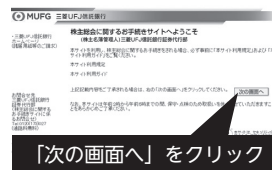
議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様 (常任代理人様を含みます。) につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

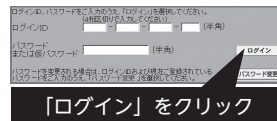
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトアクセスする



2. お手元の議決権行使用紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード (確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

～ご来場される株主様へのお願い～

・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らして運営を行います。そのため、ご来場可能な株主様の定員は先着20名様までとさせていただきます。定員を超える場合、ご来場をお断りさせていただく場合がございますことを予めご了承ください。

・ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクの着用にご協力いただけない場合、ご入場をお断りさせていただく場合がございますことを予めご了承ください。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

・本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を大幅に短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行わせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記内容を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみをしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

～株主総会動画ライブ配信のご案内～

当日、本株主総会にご出席いただけない株主様のために、本株主総会の様子は、ウェブ会議システムZoomビデオウェビナーを利用してライブ配信を行う予定です。ご視聴を希望される株主様は、下記の手順に従い、ご視聴ください。

■事前のご準備

・ご視聴いただくには、事前のご登録が必要となります。事前の登録方法につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載いたします。記載内容にしたがい登録をお願いいたします。
https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

・下記URLより、ご利用になる端末に合わせたZoomのアプリケーションをインストールしてください。
<https://zoom.us/>

・インストール方法を含む事前のご準備の方法についてのご質問にはお答えしかねますのでご了承ください。

■当日の視聴方法

・インターネットブラウザをご用意いただき、前掲のご準備で受信された電子メールに記載されているリンクにアクセスしてください。

公開日時：2022年12月22日（木曜日）午前9時30分

・詳細な視聴方法及び視聴時の注意事項につきましては、前掲の当社ウェブサイトをご確認ください。

【インターネット参加における注意事項】

・インターネット参加によりライブ中継をご覧になることは会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。インターネット参加される株主様は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより事前の議決権行使をお願いいたします。

・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、速度接続等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。

・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

・今後の状況により、ライブ配信できなくなる可能性がございます。配信可否や状況等につきましては、随時当社ウェブサイト等によりご案内してまいりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

1.企業集団の概況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展や各種政策の効果により徐々に経済活動が再開してまいりました。一方で、ロシア・ウクライナにおける社会情勢不安による物価上昇、そして各国の金融政策による円安進行などにより、国内外の経済の見通しは依然として不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、コロナ禍により、企業や個人の働き方に関する価値観が変化し、潜在労働力となっている女性やシニア、障がい者などの活躍の機会拡大、会社員の副業・兼業など、企業に勤める以外の働く選択肢が拡大しております。また、2020年4月の「同一労働同一賃金」の施行、2021年4月の「高年齢者雇用安定法」の改正による70歳までの雇用延長、そして2021年10月に内閣に「新しい資本主義実現本部」が設置され、企業における副業者や兼業者の活用推進やフリーランス保護に関する新たな施策が検討・実行されており、多様な働き方を広める改革が進んでおります。こうした流れを受け、大企業でも従業員の副業・兼業を容認し、週4日勤務制度を導入する企業が増加するなど、従来の雇用形態にも変化が起き始めております。こうした動きは当社グループにとって追い風であり、外部の専門人材（フリーランス・副業者・兼業者）やインターネットを介して働くクラウドワーカーを活用しようとする企業の増加、新たに副業や兼業に取り組むクラウドワーカーの増加によって、2022年9月末時点で登録ユーザー数は527.5万人（前年同期比+58.0万人）、登録クライアント数は84.9万社（前年同期比+8.6万社）となりました。

このような環境のもと、当社グループはコア事業であるマッチング事業への投資を集中する方針を固め、生産性を向上させ、成長と利益拡大の両立を図ってまいりました。その結果、当連結会計年度においては、流通取引総額、売上高、売上総利益の全指標が修正開示予想を達成し、過去最高の営業黒字を実現いたしました。

マッチング事業においては、エンジニア・デザイナー等の専門人材を求める企業ニーズが引き続き高く、リモートワークを活用した専門人材（フリーランス）のマッチングが増加しております。また、企業のテレワークの導入や、業務のデジタル化の進展により、オンラインの事務アシスタントニーズも拡大しております。

ビジネス向けSaaS事業においては、工数管理ツール「クラウドログ」を積極的に拡販しており、従業員の生産性向上を目指す大手顧客を中心に導入が進んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は10,574,552千円、営業利益は932,835千円、経常利益は946,817千円、親会社株主に帰属する当期純利益は802,873千円となりました。

当連結会計年度より連結決算に移行したことから、前事業年度のセグメント情報については記載しておりません。

セグメント業績については、次のとおりであります。

(i) マッチング事業

当連結会計年度のマッチング事業においては、継続的なWEB広告投資による新規顧客獲得や、既存顧客の継続率向上や単価向上によって、流通取引総額・売上高・売上総利益は順調に推移したほか、生産性向上にも引き続き取り組んだことで過去最高益を計上いたしました。この結果、取引額の総額を示す流通取引総額は19,213,227千円、売上高は10,340,130千円、売上総利益は4,578,414千円、セグメント利益は1,182,288千円となりました。

(ii) ビジネス向けSaaS事業

当連結会計年度のビジネス向けSaaS事業においては、引き続き大企業クライアントの開拓やマーケティングの強化による新規の顧客開拓に注力したほか、カスタマーサクセスによる契約単価の向上を図りました。この結果、売上高及び売上総利益は231,553千円となり、セグメント損失は223,566千円となりました。

事業報告

②設備投資の状況

連結会計年度に実施した設備投資の総額は10,956千円であります。その主な内容は事業所設備等であります。これらの設備投資は、全社共通のものとなります。

③資金調達の状況

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第8期 (2019年9月期) | 第9期 (2020年9月期) | 第10期 (2021年9月期) | 第11期 (当連結会計年度) (2022年9月期) |
|---|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円) | 8,749,813 | 8,728,350 | 7,769,472 | 10,574,552 |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円) | 67,252 | △311,993 | 645,191 | 946,817 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | △127,604 | △53,347 | - | 802,873 |
| 当期純利益 (千円) | - | - | 622,421 | - |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円) | △8.63 | △3.51 | 40.84 | 52.60 |
| 総資産 (千円) | 6,328,583 | 5,108,916 | 6,201,268 | 7,638,497 |
| 純資産 (千円) | 3,245,357 | 3,127,226 | 3,794,564 | 4,666,240 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 209.51 | 205.38 | 247.53 | 299.66 |

(注) 第8期、第9期及び第11期は連結計算書類を作成しております。

(3) 重要な子会社の状況

| 名称 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------|----------|------|--------------|
| コデアル株式会社 | 14,100千円 | 100% | IT人材のマッチング事業 |

(注) 1. コデアル株式会社は、当社が2021年10月1日付で発行済株式の100%を譲り受けたことにより、当社の完全子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

今般は新型コロナウイルス感染症の収束が見られる中、世界情勢不安による物価高やインフレ加速などにより、経済環境は不透明な状況が続いております。こうした中で、当社グループは中長期目標として「売上総利益のCAGR（年平均成長率）20%以上成長を10年継続」を掲げており、継続的な増収増益を図ることが重要と捉えております。2022年9月期は生産性向上3ヵ年計画最終年度を迎え、売上高・売上総利益の成長が30%を超えるとともに、営業利益についても過去最高と大きく利益化が進展いたしました。今後も中長期目標の達成に向け、生産性向上を意識しながら事業成長のための投資と利益拡大をバランスよく実施してまいります。

上記経営方針に伴い、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(i) マッチング事業の発注社数と発注単価の拡大

当社グループは持続的な成長の実現に向けて、マッチング事業における発注社数と発注単価の拡大を図ることが重要と捉えております。発注社数の拡大については、プラットフォームにおける登録クライアントや登録ワーカー資産をグループ内で有効活用することで顧客接点の最大化を図るとともに、営業体制を強化し新規発注社数の拡大を図ってまいります。発注単価については、エンジニアデザイナー領域や事務アシスタント領域における認定ワーカー制度や料金改定といった施策により単価向上を目指してまいります。

(ii) 新規事業への投資とコア事業化

当社グループは中長期目標の達成に向け、新規事業のサービス開発と継続投資が不可欠であると考えております。特に、マッチング事業の副業求人領域を担う「クラウドリンクス」や「リンクスエージェント」といった新規事業の広告投資や営業体制を強化し、ハイクラスの副業人材をマッチングする機会を創出しながら、コア事業化を進めてまいります。また、ビジネス向けSaaS事業として展開する「クラウドログ」についても、企業規模を問わず導入が進み、工数管理のSaaSサービスとして着実な成長を遂げており、今後は大手顧客の拡大による契約単価向上と継続率の維持に注力してまいります。

(iii) M&Aによる事業拡大

当社グループは中長期目標の達成に向けて、マッチング事業の事業基盤をより強化し発展させるためのM&Aが重要と捉えております。中でも当社グループが保有する国内最大規模のクライアント・ワーカーデータベースを活用し、シナジーを生み出す企業等のM&Aを積極的に検討してまいります。特に当社グループが2022年9月期までの生産性向上3カ年で培ってきた企業文化や経営ノウハウを活用したPMIを実施することにより、継続的な事業成長と利益拡大を実現し、将来の企業価値向上につながるものと考えております。

(iv) サービスの認知向上、新規ユーザーの獲得

当社グループはインターネットを介した人材マッチング市場におけるリーディングカンパニーであります。今後も高い成長率を持続していくために、当社グループ全体のブランドイメージの強化と各サービス認知を向上させ、新規ユーザーを獲得することが重要と考えております。このため、メディアに向けた積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動等により認知向上に向けた取り組みを一層強化・推進してまいります。

(v) 成長のための人員強化・採用の積極化

当社グループは、「売上総利益のCAGR（年平均成長率）20%以上成長を10年継続」を中期的な目標として掲げており、持続的な成長のために人員強化に取り組んでおります。国内の人手不足により採用環境は厳しい状況が続いておりますが、当社グループのミッション・ビジョンへの共感を通じて、採用ブランディングの強化を図るとともに、リファーマル採用を取り入れるなど、従来の採用方法にとらわれず、採用体制を強化してまいります。

(vi) 採用した人材のオンボーディング

当社グループは上記（v）に挙げたように、積極的な採用活動を展開しておりますが、新たに採用する人材の育成ならびに育成のための組織体制整備が重要な課題と認識しております。当社グループでは、企業文化の浸透を目的とした「カルチャーブック」を通じて、当社のミッション・ビジョンと個人の目標を接合するとともに、日々の業務課題に対するポリシーやソリューションの提供により、社員それぞれが「個」として成長できる枠組みを作っております。当社グループでは社員の増加と合わせて企業文化を発展させていくとともに、社員一人一人が一層活躍できるような組織体制を整えてまいります。

(vii) 内部管理体制の強化

当社グループは、さらなる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、効率的な業務遂行体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しており、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(viii) システムのアップデート・安定性強化

当社グループはインターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムおよび機能のアップデートと並行して安定的に稼働させることが重要となっております。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、継続的かつ効率的な開発体制の構築等に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------------|------------------|
| マッチング事業 | クラウドソーシングサービスの運営 |
| ビジネス向けSaaS事業 | 企業向け業務管理ツールの提供 |

(6) 主要な営業所 (2022年9月30日現在)

| 事業所名 | 所在地 |
|--------|--------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |
| 不動前営業所 | 東京都品川区 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市 |
| 福岡営業所 | 福岡県福岡市 |

(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 257名 | — |

(注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員数（アルバイト・パートタイマー・派遣社員）を含んでおりません。
2. 前期は連結計算書類を作成していないため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

| 借入先 | 借入残高 |
|----------|-----------|
| 楽天銀行株式会社 | 100,000千円 |

(9) その他企業集団の概況に関する重要な事項 (2022年9月30日現在)

該当事項はございません。

2.株式に関する事項 (2022年9月30日現在)

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,271,460株 |
| (3) 株主数 | 4,605名 |
| (4) 大株主の状況 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|-----------|-------|
| | 株 | % |
| 吉田 浩一郎 | 3,738,840 | 24.48 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,754,100 | 11.49 |
| 株式会社サイバーエージェント | 1,514,100 | 9.91 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT | 786,600 | 5.15 |
| THE BANK OF NEW YORK 133652 | 549,100 | 3.60 |
| 住友生命保険相互会社 | 491,000 | 3.22 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 | 336,500 | 2.20 |
| 野村 真一 | 305,000 | 2.00 |
| BANQUE PICTET AND CIE SA | 283,000 | 1.85 |
| BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND | 279,700 | 1.83 |

(注) 持株比率は、自己株式 (86株) を控除して計算しております。

3.新株予約権等の状況 (2022年9月30日現在)

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称 | 第2回新株予約権 | 第11回新株予約権 |
|-------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日 | 2014年2月24日 | 2021年12月24日 |
| 付与日 | 2014年4月15日 | 2022年1月14日 |
| 新株予約権の数 | 11,000個 | 185個 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 110,000株 | 18,500株 |
| 新株予約権の払込価額 | 新株予約権と引き換えに払込は要しない | 新株予約権と引き換えに払込は要しない (注) 3 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり180円 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2018年1月1日 至 2023年12月31日 | 自 2022年1月15日 至 2032年1月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | (注) 5 |
| 保有人数 | 2名 | 2名 |

- (注) 1. 当社取締役には、社外取締役は含みません。
2. 当社では2014年9月12日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、第2回新株予約権の目的となる株式の数が25,000株から250,000株に、行使価額が1,800円から180円に、それぞれ変更になっております。
3. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとします。
4. 第2回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければ、新株予約権を行使できないものとする。
 - ②本新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ③当社の株式が日本国内の証券取引所に上場された後12か月が経過するまでは本新株予約権を行使できないものとする。
 - ④その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
5. 第11回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ②新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。）を上限に行使することができる。
- (a) 割当日から割当日後1年を経過する日まで 3分の1
 (b) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 3分の2
 (c) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 3分の3
- ③本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または退職・辞任した場合
 (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないこと取締役会が認めた場合
 (e) 死亡した場合
 (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

| 新株予約権の名称 | 第11回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
|-------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日 | 2021年12月24日 | 2022年6月24日 |
| 付与日 | 2022年1月14日 | 2022年7月15日 |
| 新株予約権の数 | 105個 | 494個 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 10,500株 | 49,400株 |
| 新株予約権の払込価額 | 新株予約権と引き換えに払込は要しない (注1) | 新株予約権と引き換えに払込は要しない (注1) |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 | 1株当たり1円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2022年1月15日 至 2032年1月13日 | 自 2023年7月15日 至 2032年7月14日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 2 | (注) 3 |
| 交付者数 | 当社従業員7名 | 当社従業員34名 当社子会社取締役1名 |

- (注) 1. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとします。
2. 第11回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。）を上限に行使することができる。
 - (a) 割当日から割当日後1年を経過する日まで 3分の1
 - (b) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 3分の2
 - (c) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 3分の3
 - ③本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
3. 第13回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数を上限に行使することができる。
 - (a) 割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで 2分の1
 - (b) 割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで 2分の2
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

| 新株予約権の名称 | 第12回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 発行決議日 | 2021年12月24日 | 2022年9月7日 |
| 付与日 | 2022年1月7日 | 2022年9月27日 |
| 新株予約権の数 | 913個 | 1,440個 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 91,300株 | 144,000株 |
| 新株予約権の払込価額 | 6,700円 | 2,400円 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1,158円 | 1株当たり1,476円 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2023年1月1日 至 2032年1月13日 | 自 2024年1月1日 至 2032年9月26日 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 2 | (注) 3 |
| 交付者数 | 当社取締役7名 当社従業員5名 | 当社取締役9名 当社従業員4名 |

- (注) 1. 当社は、取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権の発行を決議いたしました。
2. 第12回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年9月期及び2023年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a) 2022年9月期の売上総利益が4,500百万円を超過した場合：行使可能割合 30%
- (b) 2023年9月期の売上総利益が5,600百万円を超過した場合：行使可能割合 100%
- また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないこと取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
3. 第14回新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年9月期及び2024年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にはのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (a) 2023年9月期の売上総利益が5,900百万円を超過した場合：行使可能割合 30%
 - (b) 2024年9月期の売上総利益が7,400百万円を超過した場合：行使可能割合 100%また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
 - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないこと取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4.会社員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------------|----------|---|
| 吉田 浩一郎 | 代表取締役社長 | CEO 株式会社ZOOEE 代表取締役社長 |
| 大類 光一 | 取締役執行役員 | |
| 月井 貴紹 | 取締役執行役員 | コデアル株式会社 取締役 |
| 野村 真一 | 取締役執行役員 | |
| 成田 修造 (戸籍名：玉谷修造) | 取締役執行役員 | CINO 株式会社OPSION 取締役 コデアル株式会社 取締役 |
| 田中 優子 (戸籍名：小林優子) | 取締役執行役員 | 株式会社スペースマーケット 社外取締役 (監査等委員) 株式会社サーバーワークス 社外取締役 (監査等委員) コデアル株式会社 監査役 |
| 竹谷 祐哉 | 取締役 | 社外 株式会社Gunosy 代表取締役社長 |
| 増山 雅美 | 取締役 | 社外 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役 |
| 新浪 剛史 | 取締役 | 社外 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 |
| 向井 博 | 常勤監査役 | 社外 LeapMind株式会社 社外取締役 |
| 江原 準一 | 監査役 | 社外 株式会社リブセンス 監査役 スローガン株式会社 社外監査役 |
| 池田 康太郎 | 監査役 | 社外 新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表 |

- (注) 1. 取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏及び新浪剛史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏、新浪剛史氏、社外監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 社外監査役江原準一氏は、会計事務所での勤務及び長年に渡り経理・財務業務に携わってきた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外監査役池田康太郎氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名 | 退任日 | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況等 |
|------|-------------|------|---|
| 上山 亨 | 2021年12月22日 | 任期満了 | 取締役 カケルパートナーズ合同会社 代表社員 HEROZ株式会社 取締役（監査等委員） ビープラッツ株式会社 社外取締役 株式会社いつも 取締役（監査等委員） |

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において任意の指名・報酬委員会の設立を決議し、当該指名・報酬委員会における答申内容を踏まえ、2022年9月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針につき、その内容の更新を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとする。

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成する。

なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。非金銭報酬の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2021年12月22日であり、その内容は取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の総額を年額100百万円以内且つ100,000株以内とするものであり、これを非金銭報酬の限度とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権等を含む金銭以外のもの）等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、株主との一層の価値共有を進めるといふ目的のものであることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績、決定時点の当社株価、金銭報酬の額等を考慮しながら、総合的に勘案して株式数その他条件を決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成する。非金銭報酬の割合については、取締役の役位、職責、業績貢献等を踏まえ、事前に指名・報酬委員会の審議の上、取締役会決議によって、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めるものとする。

6. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 員数 (名) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | 報酬等の総額 (千円) |
|------------------|-----------|---------------------|-----------------|---------------------|
| | | 金銭報酬 | 非金銭報酬 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 10 (4) | 131,100 (10,800) | 35,033 (802) | 166,133 (11,602) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (3) | 10,800 (10,800) | — — | 10,800 (10,800) |
| 合計 (うち社外役員) | 13 (7) | 141,900 (21,600) | 35,033 (802) | 176,933 (22,402) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。この他、2021年12月22日開催の第10期定時株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権（ストックオプション）を年額100,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月25日開催の第3期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額50,000千円と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

| 地位 | 氏名 | 兼職先の法人等 | 兼職の内容 |
|-------|--------|------------------------|--------------|
| 社外取締役 | 竹谷 祐哉 | 株式会社Gunosy | 代表取締役社長 |
| 社外取締役 | 増山 雅美 | 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ | 社外取締役 |
| 社外取締役 | 新浪 剛史 | サントリーホールディングス株式会社 | 代表取締役社長 |
| 社外監査役 | 向井 博 | LeapMind株式会社 | 社外取締役 |
| 社外監査役 | 江原 準一 | 株式会社リブセンス スローガン株式会社 | 監査役 社外監査役 |
| 社外監査役 | 池田 康太郎 | 新日本パートナーズ法律事務所 | 事務所代表 |

- (注) 株式会社Gunosy、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ、サントリーホールディングス株式会社、LeapMind株式会社、株式会社リブセンス、スローガン株式会社及び新日本パートナーズ法律事務所との間に特別な関係はございません。

②当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|--------|---|
| 社外取締役 | 竹谷 祐哉 | 当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。 また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。 |
| 社外取締役 | 増山 雅美 | 当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、上場企業の管理部門及び監査役としての豊富な経験から、助言・提言を行うほか、経営会議等の社内会議にも積極的に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保し、健全な議論を牽引する役割を果たしております。 また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。 |
| 社外取締役 | 新浪 剛史 | 2021年12月22日の就任後に開催された取締役会10回中9回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。 |
| 社外監査役 | 向井 博 | 当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、監査役会14回中14回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 江原 準一 | 当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席、監査役会14回中14回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 池田 康太郎 | 当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席、監査役会14回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役です。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

5.会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 37,500千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため並びにその他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I.業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、取締役を責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施し、法令等遵守体制の充実に努めております。
- ②内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しており、当社取締役及び使用人による職務の執行の手続き等の妥当性を適切に監査し、法令等遵守体制の強化に寄与しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は取締役をリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ②取締役及び執行役員、事業部長による経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された予算や戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況について議論し、意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、当社の内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる体制、及び命令を受けた職員がその命令に関して、取締役からの指揮命令を受けない体制を整備しております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備しております。また、取締役及び使用人は、監査役より情報の提供を求められた際は、業務執行等の情報を遅延なく報告する体制を整備しております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的に意見交換を行い、監査役監査に必要なかつ適切な環境を整備しております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。
- ②反社会的勢力に対しては警察、弁護士等の外部機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 6,888,762 | 流動負債 | 2,921,266 |
| 現金及び預金 | 5,117,461 | 短期借入金 | 103,036 |
| 売掛金 | 854,276 | 未払金 | 937,767 |
| 未収入金 | 853,530 | 未払法人税等 | 138,302 |
| 営業投資有価証券 | 35,904 | 預り金 | 1,184,805 |
| その他 | 44,629 | 契約負債 | 294,306 |
| 貸倒引当金 | △17,039 | その他 | 263,047 |
| 固定資産 | 749,734 | 固定負債 | 50,990 |
| 有形固定資産 | 63,697 | 長期借入金 | 20,240 |
| 建物 | 52,202 | その他 | 30,750 |
| 工具、器具及び備品 | 11,495 | 負債合計 | 2,972,256 |
| 無形固定資産 | 111,116 | (純資産の部) | |
| のれん | 91,120 | 株主資本 | 4,553,932 |
| その他 | 19,996 | 資本金 | 2,697,177 |
| 投資その他の資産 | 574,920 | 資本剰余金 | 2,655,177 |
| 繰延税金資産 | 160,353 | 利益剰余金 | △798,301 |
| その他 | 415,061 | 自己株式 | △120 |
| 貸倒引当金 | △493 | その他の包括利益累計額 | 22,217 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 22,217 |
| | | 新株予約権 | 90,091 |
| | | 純資産合計 | 4,666,240 |
| 資産合計 | 7,638,497 | 負債・純資産合計 | 7,638,497 |

連結損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 10,574,552 |
| 売上原価 | 5,761,715 |
| 売上総利益 | 4,812,836 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,880,000 |
| 営業利益 | 932,835 |
| 営業外収益 | 92,760 |
| 預り金失効益 | 59,581 |
| 為替差益 | 27,181 |
| その他 | 5,997 |
| 営業外費用 | 78,778 |
| 持分法による投資損失 | 72,968 |
| その他 | 5,809 |
| 経常利益 | 946,817 |
| 特別損失 | 16,736 |
| 支払補償金 | 16,736 |
| 税金等調整前当期純利益 | 930,081 |
| 法人税等合計 | 127,207 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 177,597 |
| 法人税等調整額 | △50,389 |
| 当期純利益 | 802,873 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 802,873 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参株
考主
書総
類会

計算書類

貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 6,755,299 | 流動負債 | 2,879,700 |
| 現金及び預金 | 5,001,474 | 短期借入金 | 100,000 |
| 売掛金 | 836,233 | 未払金 | 928,045 |
| 未収入金 | 853,659 | 未払費用 | 178,459 |
| 営業投資有価証券 | 35,904 | 未払法人税等 | 131,518 |
| その他 | 45,067 | 預り金 | 1,183,276 |
| 貸倒引当金 | △17,039 | 契約負債 | 282,272 |
| 固定資産 | 830,008 | その他 | 76,127 |
| 有形固定資産 | 63,631 | 固定負債 | 30,750 |
| 建物 | 52,202 | 資産除去債務 | 30,750 |
| 工具、器具及び備品 | 11,429 | 負債合計 | 2,910,450 |
| 無形固定資産 | 19,996 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 19,996 | 株主資本 | 4,562,548 |
| 投資その他の資産 | 746,380 | 資本金 | 2,697,177 |
| 関係会社株式 | 316,079 | 資本剰余金 | 2,655,177 |
| 繰延税金資産 | 160,353 | 資本準備金 | 2,655,177 |
| その他 | 270,441 | 利益剰余金 | △789,684 |
| 貸倒引当金 | △493 | その他利益剰余金 | △789,684 |
| | | 繰越利益剰余金 | △789,684 |
| | | 自己株式 | △120 |
| | | 評価・換算差額等 | 22,217 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 22,217 |
| | | 新株予約権 | 90,091 |
| 資産合計 | 7,585,307 | 純資産合計 | 4,674,857 |
| | | 負債・純資産合計 | 7,585,307 |

損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 10,449,068 |
| 売上原価 | 5,723,242 |
| 売上総利益 | 4,725,826 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,814,823 |
| 営業利益 | 911,002 |
| 営業外収益 | 94,843 |
| 為替差益 | 27,181 |
| 預り金失効益 | 59,581 |
| その他 | 8,079 |
| 営業外費用 | 5,695 |
| 支払利息 | 755 |
| 出資金運用損 | 4,897 |
| その他 | 42 |
| 経常利益 | 1,000,150 |
| 特別損失 | 92,722 |
| 関係会社株式評価損 | 75,986 |
| 支払補償金 | 16,736 |
| 税引前当期純利益 | 907,428 |
| 法人税等合計 | 116,394 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 166,784 |
| 法人税等調整額 | △50,389 |
| 当期純利益 | 791,033 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

参株
考主
書総
類会

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通並びに情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等にしがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、協議を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書並びに当連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検証いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社クラウドワークス監査役会

常勤監査役（社外監査役） 向 井 博 ㊟
社外監査役 江 原 準 一 ㊟
社外監査役 池 田 康太郎 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が令和4年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| (新設) | <p>附則 <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u> 2 本附則は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の8名の取締役(うち社外取締役3名)の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名(生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | <p>再任 よしだこういちろう 吉田浩一郎 (1974年11月16日生)</p> | <p>1999年3月 東京学芸大学教育学部卒業 1999年4月 パイオニア株式会社入社 2001年1月 リードエグジビジョンジャパン株式会社入社 2005年2月 株式会社ドリコム入社 2007年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長(現任) 2011年11月 当社設立 代表取締役社長兼CEO(現任) 2018年3月 株式会社電縁 取締役</p> | 3,738,840株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| 2 | 再任 おおるいこういち 大類光一 (1979年4月18日生) | 2002年3月 関西学院大学経済学部卒業 2002年4月 日本電気株式会社入社 2006年12月 株式会社リクルート入社 2015年4月 当社 入社 2017年4月 当社 執行役員兼ビジネスディベロプメント Div.ゼネラルマネージャー 2018年8月 株式会社電縁 取締役 2018年12月 当社 取締役 2020年8月 株式会社graviee 代表取締役 2022年4月 当社 取締役執行役員 (現任) | 16,400株 |
| 3 | 再任 つきいたかつぐ 月井貴紹 (1975年1月11日生) | 1999年3月 会津大学大学院コンピューター理工学研究所 修士課程修了 1999年4月 株式会社日立テレコムテクノロジー (現 株式会社日立製作所) 入社 2000年11月 株式会社エムティーアイ入社 2002年6月 日本エンタープライズ株式会社入社 2013年4月 株式会社andOne 取締役 2013年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役 2014年11月 株式会社社会津ラボ 取締役 2014年12月 日本エンタープライズ株式会社 執行役員 2015年7月 株式会社プロモート 取締役 2017年3月 交通情報サービス株式会社 取締役 2018年2月 当社入社 2019年5月 当社 執行役員 2019年11月 株式会社ブレンパートナー 監査役 2019年11月 株式会社graviee 監査役 2019年11月 株式会社ビズアシ 監査役 2020年12月 当社 取締役 2021年10月 コデアル株式会社 取締役 (現任) 2022年4月 当社 取締役執行役員 (現任) 2022年10月 Peaceful Morning株式会社 取締役 (現任) | 3,100株 |

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|---|------------|
| 4 | 再任 のむらしんいち 野村真一 (1979年5月11日生) | 2002年3月 慶應義塾大学総合政策学部卒業 2002年4月 エンサイト株式会社入社 2010年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 2011年11月 当社設立 取締役 2022年4月 当社 取締役執行役員 (現任) | 305,000株 |
| 5 | 新任 いとうじゅんいち 伊藤潤一 (1970年10月1日生) | 1993年3月 東京大学教育学部卒業 1993年4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入社 1998年10月 モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント入社 2000年10月 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント入社 Vice President 2002年10月 ホライゾン・アセット・マネジメント入社 Senior Portfolio Manager 2005年3月 ブルースカイ・キャピタル・マネジメント入社 Senior Portfolio Manager 2015年1月 PAG(Pacific Alliance Group) 入社 Managing Director 2018年4月 ミレニアム・キャピタルマネジメント入社 Managing Director 2019年6月 SMBC日興証券株式会社 入社 2020年6月 ダイモン・キャピタル・マネジメント入社 Managing Director 2021年5月 株式会社エルテス 社外取締役 (現任) 2021年7月 アップセルテクノロジー株式会社 社外取締役 (現任) 2021年8月 株式会社Life Time Partner設立 代表取締役 (現任) 2021年9月 当社入社 2022年1月 当社執行役員兼CHRO (現任) 2022年10月 BABY JOB株式会社 社外取締役 (現任) | なし |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--|--|------------|
| 6 | <p>再任 独立</p> <p>たけたにゆうや 竹谷祐哉 (1989年3月4日生)</p> | <p>2011年3月 早稲田大学創造理工学部卒業</p> <p>2011年4月 グリー株式会社入社</p> <p>2013年1月 株式会社Gunosy入社</p> <p>2013年8月 同社 取締役</p> <p>2016年8月 同社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2018年12月 当社 社外取締役 (現任)</p> | なし |
| 7 | <p>再任 独立</p> <p>ますやまさみ 増山雅美 (1949年6月1日生)</p> | <p>1974年3月 早稲田大学大学院理工学研究科 修士課程修了</p> <p>1974年4月 株式会社第二精工舎 (現セイコーインスツル株式会社) 入社</p> <p>2003年3月 同社 EDA事業部長</p> <p>2004年2月 株式会社ジーダット入社</p> <p>2005年6月 同社 取締役、経営企画室長</p> <p>2013年3月 株式会社ネットマーケティング入社</p> <p>2013年6月 同社 執行役員、管理本部長</p> <p>2017年9月 同社 監査役</p> <p>2019年5月 同社 非常勤監査役</p> <p>2019年10月 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ 社外取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 当社 社外取締役 (現任)</p> | なし |
| 8 | <p>再任 独立</p> <p>にいのみたけし 新浪剛史 (1959年1月30日生)</p> | <p>1981年4月 三菱商事株式会社 入社</p> <p>1991年6月 ハーバード大学経営大学院 修了</p> <p>1995年6月 ソデックスコーポレーション(現株式会社LEOC)代表取締役社長</p> <p>2002年5月 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO</p> <p>2014年5月 同社 取締役会長</p> <p>2014年10月 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>2021年12月 当社 社外取締役 (現任)</p> | なし |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹谷祐哉、増山雅美及び新浪剛史の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
3. 竹谷祐哉氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。増山雅美氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。新浪剛史氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 竹谷祐哉氏を社外取締役候補者とした理由は、IT事業会社における代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、当社の事業戦略に必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
5. 増山雅美氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社の管理部門における幅広い経験、及び監査役としての経験を有しているためです。その豊富な経験、知見により、当社の管理体制強化及びコーポレートガバナンス向上に必要な助言をいただくことで、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
6. 新浪剛史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に渡り、複数の大企業の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
7. 当社は竹谷祐哉氏、増山雅美氏及び新浪剛史氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員状況 (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、取締役及び監査役の選任にあたり、取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名・報酬委員会にて検証及び答申のうえ、選任しております。

本議案の承認が得られた場合、新任候補者を含む取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名 | 当社における 役職（予定） | 企業 経営 | 事業経験 ・業界知識 | プロダクト ・技術 | 投資 ・M&A | 財務 ・会計 | 法務・ リスクマネ ジメント | 人材 開発 | ESG・ サステナビ リティ |
|--------|------------------|----------|---------------|--------------|------------|-----------|----------------------|----------|----------------------|
| 吉田 浩一郎 | 代表取締役社長 | ● | ● | ● | ● | | | | ● |
| 大類 光一 | 取締役 | ● | ● | | ● | | | ● | |
| 月井 貴紹 | 取締役 | ● | ● | ● | | ● | ● | | |
| 野村 真一 | 取締役 | ● | ● | ● | | | | | ● |
| 伊藤 潤一 | 取締役 | | | | ● | | | ● | |
| 竹谷 祐哉 | 社外取締役 | ● | ● | ● | ● | | | | |
| 増山 雅美 | 社外取締役 | ● | | | | ● | ● | | |
| 新浪 剛史 | 社外取締役 | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| 向井 博 | 常勤社外監査役 | ● | ● | | | | ● | ● | |
| 江原 準一 | 社外監査役 | | | | | ● | ● | | |
| 池田 康太郎 | 社外監査役 | | | | | | ● | | |

(注) 当社の指名・報酬委員会は、吉田浩一郎、竹谷祐哉、増山雅美の3名で構成しております。

以 上



定時株主総会の模様をウェブサイトにてライブ中継いたします。

ウェブサイトの「株主総会」ページよりご覧ください。

https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

ライブ中継のご案内

公開日時

2022年12月22日（木曜日）午前9時30分から

※会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ご注意事項**
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ・当社ウェブサイトやライブ中継、映像をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
 - ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでご視聴いただく方は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨いたします。
 - ・ご視聴には、事前登録が必要です。上掲のURLにアクセスいただき、記載内容にしたがい事前登録及びご準備をお願いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

エビスバルビル [EVENT SPACE EBiS303]

『カンファレンススペースB、C』5階

0120-303-557（代表）

交通のご案内

○JR恵比寿駅東口から

徒歩約3分

○地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から

徒歩約4分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

